

千葉市病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
をここに公布する。

令和2年4月20日

千葉市病院事業管理者 寺 井 勝

千葉市病院局規程第13号

千葉市病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する  
規程

千葉市病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成23年千葉市  
病院局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「翌日午前6時まで」を「午後12時まで」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月20日から施行する。